2026年7月9日

東京地方裁判所民事第50部合D係　御中

令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件

原告　柴田■ 外３名

被告　国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高野　隆	同	宮村啓太
同	谷口太規	同	井桁大介
同	趙　誠峰	同	吉田京子
同	亀石倫子	同	小林英晃
同	鵜飼裕未	同	戸田善恭
同	志塚永	同	馬淵未来
同	安藤光里	同	平岡百合
同	齋藤賢	同	南里俊毅

調査嘱託申立書

頭書事件について、原告らは、次のとおり調査嘱託を申し立てる。

１　調査事項

⑴　保釈中の被告人の罪名別の逃亡率

⑵　公訴事実と同一の前科・前歴を有する被告人と有しない被告人の各保釈中の逃亡率

⑶　公訴事実と同種の前科・前歴を有する被告人と有しない被告人の各保釈中の逃亡率

⑷　刑訴法89条3号該当性が認められた被告人と同号該当性が認められなかった被告人の各保釈中の逃亡率

２　嘱託先

東京都千代田区隼町４番２号
最高裁判所事務総局

３　証明すべき事実

⑴　調査事項⑴について

刑訴法89条1号該当の罪を犯したとして起訴された被告人につき、他の罪を犯したとして起訴された被告人とは異なって「保証金の担保によっては逃亡を防止することができない」ことを裏付ける事実がないこと

⑵　調査事項⑵ないし⑷について

刑訴法89条3号に該当すると判断された被告人につき、同号に該当しないと判断された被告人とは異なって「定型的に逃亡のおそれが極めて強い」ことを裏付ける事実がないこと

４　嘱託の必要性

刑訴法89条1号及び同条3号が違憲無効であることにつき、訴状30-35頁のとおりである。被告は、同条1号及び3号に該当する場合には「保証金の担保によって逃亡を防止することができない」と主張するが（被告準備書面⑴37頁・39頁）、その根拠を示していない。被告が提出した乙5-17号証の文献や議事録は、いずれも実際に「保証金の担保によって逃亡を防止することができない」といえる根拠を示すものではない。

他方、原告ら準備書面（10）に述べたとおり、一般社団法人保釈支援協会や全国弁護士協同組合から得られた統計データによれば、89条1号該当者に不出頭や逃亡者はほぼおらず、被告の主張に根拠がないことは明らかである。保釈中の被告人の逃亡率に関する網羅的な統計データを得ることができれば、そのことはいっそう明確になるので、調査事項について回答を得る必要がある。

前記１の内容が記載された文書につき、原告らは文書提出命令を申し立てたが、被告は該当する文書を所持していないと主張しているので（2026年2月27日付「文書提出命令申立てに対する意見書」）、調査嘱託によって回答を得る必要がある。最高裁判所事務総局は「司法統計年報（刑事編）」において保釈許可及び保釈取消しに関する統計を公表しているから、調査事項を回答する基礎となるデータを保有していることは明らかである。

以上